東大阪市上下水道局物品購入等入札及び契約に係る情報の公表に 関する要綱

令和元年9月27日

東大阪市上下水道局内規第上15号

(趣旨)

第1条 この内規は、上下水道局(水道事業会計に係るものに限る。)における物品の購入 及び修繕並びに製造の請負(以下「物品購入等」という。)に係る入札及び契約の過程並 びに契約の内容の透明性を確保するため、情報を公表することについて必要な事項を定 める。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

- 第2条 上下水道局が物品購入等(発注予定金額が東大阪市上下水道局水道契約規程(平成23年東大阪市上下水道局管理規程第5号)第25条各号に定める額を超える案件)の契約を締結したときは、当該案件ごとに、次の各号に掲げる事項を公表する。
 - 一 一般競争入札を行った場合
 - ア 入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
 - イ 入札者の商号又は名称及び入札金額
 - ウ 落札者の商号又は名称及び落札金額
 - エ 件名、入札日程、契約日、納期日、所管課、種別及び概要入札
 - 二 指名競争入札を行った場合
 - ア 指名した者の商号又は名称
 - イ 入札者の商号又は名称及び入札金額
 - ウ 落札者の商号又は名称及び落札金額
 - エ 件名、入札日程、契約日、納期日、所管課、種別及び概要
 - 三 随意契約を行った場合
 - ア 契約の相手方の商号又は名称
 - イ 随意契約とした理由

- ウ 随意契約の適用条項
- 工 契約金額
- オ 件名、契約日、納期日、所管課、種別及び概要
- 2 前項の物品購入等について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、変更後の 契約に係る同項に掲げる必要事項及び変更の理由を公表する。
- 3 第1項又は第2項の規定により公表した事項については、少なくとも、契約を締結した日の翌日から起算して一年間が経過する日まで閲覧に供する。

(入札及び契約関係要綱等の公表)

第3条 上下水道局が行う物品購入等の入札及び契約に係る要綱等について必要に応じ 公表する。

(公表方法)

- 第4条 公表の方法については、閲覧方式によるものとし、閲覧所による閲覧方法とインターネットを利用した閲覧方法を併用するものとする。
 - (1) 閲覧所による閲覧方法の場合の閲覧場所は、水道総務部管財課とし、閲覧時間は、開庁日の勤務時間内とする。
 - (2) インターネットを利用した閲覧方法の場合は、水道総務部管財課のホームページへの掲載とする。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月30日東大阪市上下水道局内規第上8号)

この内規は、令和3年4月1日から施行する。